

令和 3 年 6 月 16 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K07961

研究課題名(和文)日本とEUの生乳流通市場及び酪農生産者組織に関する比較研究

研究課題名(英文)The comparative study of Japan and EU on the raw milk bargaining power of the dairy producers organizations with the dairy industries

研究代表者

矢坂 雅充 (YASAKA, MASAMITSU)

東京大学・大学院経済学研究科(経済学部)・准教授

研究者番号：90191098

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：生乳クォータ制度の廃止に伴う生乳取引規制の緩和に対応して設立が促されてきた酪農のProducer Organization(PO)の実態をドイツ、フランス、スペインでの調査をつうじて明らかにした。多くのPOは特定の乳業と特約的な契約関係にあり交渉力は脆弱であるが、複数の乳業に生乳を販売する体制を整えたPOは交渉力を確保し多くの酪農生産者を組織しつつある。

EUにおけるPOの展開をふまえると、日本の生乳共販組織である指定生乳生産者団体はPOとして有効な機能を果たしうると法的に設立された組織であり、その実質的な協同組合への再編が酪農生産者の乳業との公正な生乳取引を確保する要であることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EUがミルクパッケージ政策のもとで取り組んでいる酪農生産者組織(Producer Organization)や乳業による生産者グループ化との比較分析によって、日本の酪農生産者組織改革、とくに生乳販売事業を担う指定生乳生産者団体制度改革の基本的な視座を提示した。

酪農生産者が生乳の一元集荷多元販売を実現することは一般的に困難で、それを実現するために多様な酪農生産者組織が設立されてきた。EUで展開している生産者組織化の経過をふまえると、求められる改革は酪農生産者の生乳出荷選択の自由ではなく、指定生乳生産者団体が実質的に生産者組織になるための改革であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： Through the surveys in the EU(Germany, France and Spain), the actual situation of the Producer Organizations (POs) for dairy farming, which has been urged to be established in response to the deregulation of raw milk trade due to the abolition of the raw milk quota system, was clarified. Usually each PO has the exclusive contract with a certain specific dairy industry and the bargaining power of the PO is weak, but the POs that have established the system to sell raw milk to multiple dairy industries secure negotiations and organize many dairy producers.

Based on the development of the POs in the EU, We could understand that the designated raw milk producers' organizations in Japan, i.e. Japanese milk co-marketing cooperatives, were legally established and they could get effective functions step by step as the POs, so their restructuring into the substantial cooperatives is the key to ensuring stable and fair milk trade between the dairy producers and the dairy industries.

研究分野：農業経済

キーワード：酪農制度改革 指定生乳生産者団体制度 Producer Organization 酪農生産者組織 生乳販売事業

1. 研究開始当初の背景

日本の生乳流通システムは1966年の施行された加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下、不足払い法と記す)にもとづいて導入された指定生乳生産者制度(以下、指定団体と記す)を基盤として展開してきた。酪農生産者が生産する生乳を都道府県ごと(現在は地方ブロックごと)に設置された協同組合組織の指定団体が一元的に集荷して、それを複数の乳業メーカーに多元的に販売するという一元集荷多元販売システムが確立していった。乳業が相対的に大きな力を保持する垂直的取引関係のもとで、自立した生産主体としての取引交渉力などを確保しにくかった酪農生産者を、地域ごとに水平的に組織化して乳業との取引交渉力を担保させようとする酪農政策であった。

近年の指定団体が取り扱う生乳比率は97%を占めていた。しかし指定団体以外が生乳卸売業者が北海道からの集乳も手がけるようになり、その取扱乳量を拡大させていったことに呼応するように、内閣府の規制改革会議が、生乳販売事業者のイコールフットイング、酪農生産者の出荷先選択の自由を根拠として、指定団体のシェア低下をもとめる制度改革を提言した。指定団体制度は不足払い制度が導入したもっとも有効な仕組みと評価される一方で、酪農生産者の全量出荷を強要する独占的な組織として批判され、加工原料乳補給金制度の改革、畜産経営安定法改正(2017年6月施行)へと帰結した。

2015年3月末、EUでも長期にわたって継続されてきた生乳クォータ制度が廃止された。酪農生産者に配分されたクォータ(生産数量枠)内の生乳は出荷先の乳業にとっては購入義務量として位置づけられていたが、クォータ制度の廃止によって酪農生産者と乳業との生乳取引契約の前提がなくなり、いわば白紙での再交渉となった。クォータ制度廃止後の生乳取引関係の混乱を回避するために、EUはミルクパッケージ政策を2013年に導入し、そのなかで協同組合に参加していない酪農生産者に対して、乳業との取引交渉における対等性を確保するために生乳取引契約交渉を代行するProducer Organization(以下、POと記す)の設立、酪農生産者の組織化を奨励した。

こうして日本、EUではほぼ同時期に酪農制度改革が施行された。日々生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない生乳市場で、酪農生産者と乳業との公正な取引関係を確保するための仕組みを実現するという同じ目的を掲げつつ、じつは相異なる方向で生乳取引ルールや酪農生産者組織のあり方の変革が進められていった。

2. 研究の目的

酪農生産者と乳業の公正な取引契約を実現しようとする日本の指定団体とEUの酪農POを比較検討することによって、酪農生産者組織の組織形態や活動が取引契約交渉における有効性にどのような差異をもたらすのかを検証することを第一義的な目的とした。EUの酪農POは農協に参加していない酪農生産者によって設立されるので、POは日本にとって二つの意味で重要になる。一つは、指定団体に生乳を出荷しないかつアウトサイダーと称された酪農生産者の組織化のあり方に示唆を与えるものとなる。いま一つは、指定団体改革の方向性、指定団体に代わる新たな酪農生産者の生乳販売組織のあり方を問うことである。

次に、生乳取引の公正さを担保するための取引ルールのあり方を検討することを研究目的とした。日本では酪農生産者の指定団体への生乳全量販売委託は法律では規定されていないが、不需要期に指定団体への出荷を増やすような需給調整負担を指定団体に負わせる「いいとこ取り」の二股出荷は道義的に抑制されてきた。畜安法改正によって酪農生産者の生乳二股出荷が原則自由となり、酪農生産者間で深刻な対立を生んでいる地域もあり、酪農生産者の生乳二股出荷の実態や規制のあり方に大きな関心を払うことにした。

3. 研究の方法

日本およびEUの酪農生産者組織化を比較するために、酪農生産者組織に関するレポート・統計資料を収集・整理するとともに、酪農関係団体などへの聞き取り調査を実施した。

まず日本の指定団体の一元集荷多元販売や乳価交渉の実態や組織のガバナンスなどの論点を中心にして、主要な指定団体への聞き取り調査を実施した。最大の生乳生産地域である北海道のホクレン農協連合会、同じく生乳移出地域の九州生乳販連で一元集荷多元販売体制の変化や二股出荷に移行した酪農生産者への対応などを取材した。また東北生乳販連、関東生乳販連、東海酪連、中国生乳販連、全農酪農部といった都府県における広域的な生乳流通調整に深く関わっている指定団体で、上記と同様の生乳販売状況の変化や指定団体組織のガバナンス体制、乳価交渉の取り組みなどについて情報を収集した。

EUにおいては、ドイツ、スペイン、フランスでPOの実態調査を実施した。それぞれの国では農業省や州政府、酪農協同組合、ミルクサプライチェーンのInterbranch Organization(業種間組織:以下、IBOと記す)、POなどで、PO設立の意義や設立進捗状況、POの活動実態とその機能への評価や課題についてインタビューを行った。

酪農生産者の新たな組織としてPOの設立が奨励される一方で、EUでは乳業メーカーや小売業

者による酪農生産者のグループ化が進展している。その代表的な事例として、イギリスでは小売業者の Tesco 社、スペインのスペイン・ダノン社の酪農生産者組織化の取り組みがある。P0 による酪農生産者の組織化と比較検討するために乳業などによる酪農生産者をグループ化する仕組みや P0 との関係についてインタビューを行った。

P0 の組織や機能やその評価は、当該国・地域の協同組合の社会的位置づけの差異によって大きな異なっている。やや図式的に言えば、以下ようになる。

日本では社会福祉政策として協同組合を国が政策的に設立した経緯があり、酪農生産者の「与えられた」協同組合への帰属意識は総じて弱い。

スペインには協同組合は多く設立されているものの、多くは零細組織で組合員の共同意識は弱く分裂する協同組合も多い。協同組合のもとに酪農生産者が組織化されているのはごく限られた地域に過ぎず、P0 は酪農協設立に至る過渡的な組織として位置づけられることも多い。

ドイツは協同組合の社会理念が酪農生産者に浸透しており、協同組合ではない生産者組織である P0 の母体となる組織もドイツで乳業を兼営する大規模酪農協のシェアが圧倒的に高い。むしろ酪農協が P0 として登録していることが多く、P0 の組織や事業の問題は基本的には酪農協の問題として認識されることが多い。

フランスは両者の中間的な性格を有しており、大規模乳業による垂直的な取引関係のもとで酪農協の自主的な事業展開が阻害され、排他的なサプライチェーンに縛られている主要酪農主産地の酪農生産者と、ローカルチーズの地産地消を基盤として地域的に統合関係が進んでいる山岳部の酪農生産者に大別される。前者では多国籍大規模乳業が支配的な生乳取引交渉力を持っており、酪農協や P0 の生乳販売活動の自主性確保が大きな関心事となっている。

4. 研究成果

EU の P0 の設立状況は一様ではなく、ドイツ、スペイン、フランスは比較的 P0 が多く設立されている国である。いずれの国でも P0 は協同組合に参加していない酪農生産者の協同組合批判や非農協組織への期待を強く反映した組織となっている。また協同組合が P0 に含まれるように、P0 は多様な性格を有する緩やかな組織となっている。以下、日本の指定団体制度に関連して明らかにした点を整理する。

(1) ドイツでは、最大の酪農協である DMK も P0 として登録されているが、とくにミュンヘンを中心とする南部を中心に P0 のネットワークが注目される。ドイツの南部にはチーズや牛乳などを中心に製造する中小乳業が多く、酪農協はこれらの乳業と分断的に生乳取引を行ってきた。P0 の連合会（以下、APO と記す）である MEG Milch Board は会員 P0（酪農協など）と中小乳業メーカーとの生乳取引交渉に介入し、契約締結情報の集約・共有を背景として乳業を牽制する機能を果たし、出荷先を失った P0 には新たな出荷先を確保する機能も具備しつつある。その結果、MEG Milch Board はドイツ南部では農協共販を凌駕するほどの生乳販売組織として取扱数量を拡大させており、P0 制度が有効に機能した成功事例として注目される。

(2) スペインでは、乳業を兼営する大規模酪農協を除くと、大半は商系の乳業に生乳を販売する零細な酪農協である。酪農協の生乳販売交渉力は弱く、特定の乳業メーカーとの固定的な取引のもとで共販によるメリットを提供し得ないことが多く、酪農協を支えるに過ぎないような共販を嫌う酪農生産者は乳業との直接契約取引を選択することも多い。中央政府や州政府は生乳クォータ制度廃止後にこれまで以上に不利な取引条件を強要されて酪農生産者が離農に追い込まれる事態をおそれ、P0 の設立を積極的に支援している。その際、P0 が零細規模で酪農協と同様に酪農生産者からの信頼を獲得できなくなる状況を回避するために、P0 の設立要件である集乳量の下限数量を引き上げて 20 万トンに設定した。その結果、設立された P0 の多くは集乳量を確保するために酪農協を母体としており、実質的な酪農生産者の組織化は限定的である。ただし、大規模酪農企業を会員とするカスティーリャ・レオン州の AGAPROL という P0 の事例にみられるように、集送乳機能を P0 が担い乳業への配乳権を確保することで、酪農生産者と乳業との配乳調整も部分的に行い、多くの会員を獲得しつつある P0 も登場している。酪農生産者と乳業のマッチングを図る生乳ブローカーとしての機能が評価されているといえよう。

農業省はこうした P0 の生乳取引交渉力を強化するために、P0 の会員である酪農生産者が複数の乳業メーカーに生乳を出荷する二股出荷を禁止する法律改正を行った。乳業が P0 の会員に P0 との契約乳価よりも高い乳価での購入を申し出て、P0 の結束力が低下し内部崩壊することを防止するための措置であった。スペインの国内法での対応ではあるが、生乳市場で酪農生産者が取引交渉力を確保するためには全量出荷が欠かせないことを示すものとして注目される。

(3) フランスでは、P0 設立を推奨する EU のミルクパッケージ政策が導入される前に、クォータ制度廃止後に乳業が酪農生産者との契約を破棄することを防ぐために、酪農生産者と乳業との最低契約期間を 5 年と規定する法律を制定した。フランスの P0 設立要件も他の EU 諸国が 1 年あるいは半年としているのに対して 5 年と規定されている。こうした長期契約要件の下で乳業と酪農生産者との垂直的な取引の固定化が強化され、生乳市場環境の変化に対応し得ない P0 を設立する動きは加速されなかった。酪農協の組合員となっている酪農生産者も特定の乳業に全量出荷する垂直的な取引関係に縛られているという閉塞感が強いが、P0 の設立によってそれを

打開する方向性は見いだせないでいる。

もっとも一部では、乳業メーカーとの粘り強い交渉の末、酪農生産者を代表して一括生乳取引契約を締結する APO が登場している。またフランス各地域の有機農業生産者と乳業との生乳取引に介在して、複数の乳業メーカーと生乳取引交渉を行う Biolait という PO も事業を拡大させている。Biolait は集荷した生乳の所有権を取得し自主的に乳業に出荷しており、酪農生産者が運営する有機生乳販売組織として評価されている。PO や APO は乳業との垂直的な取引の中で主体的な生乳販売が難しくなっている酪農協の枠組みを乗り越える生産者組織として注目される。

(4) ドイツ、スペイン、フランスの酪農 PO 設立過程の検討をつうじて明らかになった主要な点を列記すれば、以下のようになる。第一に、酪農生産者が複数の乳業メーカーに生乳を出荷することは出荷先の乳業メーカーからの信頼が得られず、全量出荷を求められる。第二に、酪農生産者が乳業への二股出荷を実現するためには、酪農生産者組織の設立が欠かせない。第三に、酪農生産者組織が取引交渉力を確保したうえで多元的に複数の乳業に生乳を販売していくためには、出荷先の乳業に安定的な供給を保証しうる十分な生乳取扱量を確保することや、さらに Biolait の事例にみられるように当該酪農生産者組織以外からは調達が難しいといった優位性を築く必要がある。集荷する生乳の数量あるいは品質において優位な条件を確保することが欠かせないのである。しかも注意すべきは、PO や APO に結集する酪農生産者は総じて酪農協といった制度化された協同組合に批判的であり、より自由で弾力的な意思決定が可能な組織を訴求していることである。PO の組織形態や活動手法が弾力的で多様であることが、協同組合組織の硬直的な事業運営への批判の受け皿になっている可能性がある。

(5) 酪農生産者の組織化は酪農協や PO に限らず、小売業者や乳業メーカーによる酪農生産者のグループ化としても進展している。イギリスの量販店はプライベートブランドの牛乳・乳製品の原料乳を生産する酪農生産者を組織化しており、Tesco 社の TSDG (Tesco Sustainable Dairy Group) は代表的な事例である。また大陸ヨーロッパではダノン社がヨーグルトの原料乳生産者を選別しグループ化している。いずれの事例でも、生乳購入者は酪農生産者との生乳取引価格が市場価格に同調して激しく変動することがない価格モデルを適用し、酪農経営の安定性を保証しようとする。一方で酪農生産者は乳質改善、環境保全や動物福祉への積極的な取り組みや酪農生産革新のための投資活動などによって酪農経営の継続的な改善に努める。グループに加入するためにはこうした酪農生産・経営改善活動への要求を満たす必要があり、そのモニタリングに関連して酪農生産者は酪農経営に関する詳細な情報の提供が義務づけられる。Tesco 社やダノン社はこれらの多くの酪農経営の情報を分析し、原料乳を提供する個々の酪農経営の効率性や安定性を把握し、生産技術や経営に関わるアドバイス・勧告を行う。グループ内の酪農経営の持続性や効率性がさらに向上することで、いっそう有利な原料乳調達を実現することを期待しているといえよう。

乳業などの企業は酪農生産に直接的な参入することなく、原料乳を生産する家族酪農経営などに強い影響力を行使する仕組みを開発している。そのために生乳取引に際して独自のインデックス・モデルで算定された乳価での取引を保証する。IBO が推奨する取引乳価のインデックス・モデルが相場の変化に追従した客観的な乳価改定の仕組みを追求しているのとは異なり、ダノン社の CPM (Cost Plus Model) や Tesco 社が提示するインデックス・モデルは生産費の変化を考慮し、激しい価格変動を抑制する乳価形成を意図しており、酪農生産者の関心を惹きつけている。酪農生産者の組織化のあり方が、生乳取引や酪農経営の持続性を方向づける戦略として重視されていることがわかる。

(6) 日本では指定団体の生乳取扱シェアがきわめて高いことが、酪農生産者の自由な生乳販売活動を阻害しているとして畜安法改正に帰結する酪農制度改革が実施された。しかし酪農生産者が加入している酪農協や県連合会などを会員とする指定団体は生乳を多元的に販売する組織として、EU の PO・APO の成功事例と類似したものであることがわかる。

指定団体は法律によって県連合会や単位農協を会員とする協同組合連合会とすることが規定されており、生乳販売も共販事業として実施されることになる。こうした酪農生産者組織化を支援する政策的な意図を抛り所にして一元集荷多元販売体制の普及が図られてきた。その後、指定団体は生乳の集送乳の広域化とともに乳業の工場間の配乳調整だけでなく、全国的な生乳需給調整を行う組織として機能するようになった。酪農生産者の水平的な統合組織である指定団体の活動の方向性は、EU の酪農 PO が目指そうとしていたものと重なっている。乳業との垂直的な取引のもとで抑圧されがちな酪農生産者の不安を克服するために、酪農生産者を代表して乳業との生乳取引交渉に臨む PO を普及させようとする視点からは、指定団体は理想的な生乳販売組織として評価される。

しかし同時に、乳業との対抗的な関係のもと酪農生産者の自主的な活動によって一元集荷多元販売組織を形成することの難しさも示唆される。自主的な活動を展開する酪農協は乳業部門を併設して生乳出荷先確保という問題を回避している場合が多く、乳業に生乳を販売しなければならない酪農協は、乳業の系列下にある生乳供給組織としての性格を強めつつある。PO・APO の設立がこうした酪農協への批判を結集した活動でもあることは、ドイツ、スペイン、フランスに共通にみられる特質でもあった。PO 設立に対する補助制度が導入され、補助金受給を目的と

する P0 の設立も少なからずあるが、酪農生産者の自主的な組織化が基本であり、指定団体の設立経緯とは大きく異なっている。指定団体は酪農生産者が乳業との対抗力を確保するための努力の末に実現した組織ではなく、政策的に設置された生産者の生乳販売組織なので酪農生産者の組織への帰属意識が希薄である。生産者組織化に対する政策の方向性が転換して指定団体の解体、競争促進に向かえば、一元集荷多元販売体制の有用性が評価されないまま指定団体は脆く崩壊するおそれがある。

(7) 以上みてきたように、EU における酪農生産者組織化の取り組みから、日本の酪農政策の根幹をなす指定団体制度改革の論点が示唆された。指定団体が酪農生産者から選び取られる生乳販売組織であるか否かが問われるようになった日本では、形式としての生産者組織が実質的な生産者組織になることが求められている。そのためには生産者組織としてのガバナンス体制を充実させ、酪農生産者が直接出資して組合員として運営するといった指定団体改革が欠かせない。酪農生産者が運営する生乳販売組織としての内実を確保し、政策や制度の変更に揺らがない組織を築くことが求められている。

日本でも乳業などが安定的な生乳調達先として特定の酪農生産者をグループ化するという状況が起こりうる。生乳出荷の選択の幅を広げるといって酪農制度改革は、多様な酪農生産者の組織化・グループ化の展開を可能にするからである。指定団体改革の基本は酪農生産を担っていく経営者が自ら選び取っていくものでなければならず、生乳取引の多様化の可能性を念頭に置いて生産現場で指定団体に関する議論を高めていく必要がある。そのためには指定団体内部から大胆な改革案を提示することも必要だろう。たとえば、酪農生産者の直接加入による指定団体の生乳販売農協への改組、生乳販売事業部門の協同組合会社化、指定団体の生乳販売事業と全農の広域生乳流通調整事業を統括する組織への改組など、酪農生産者の当事者意識を呼び起こす組織改革論議、なかでも生乳集荷・販売事業を担う組織に対する酪農生産者の帰属意識が高まるようなガバナンス体制の構築は避けて通れない課題である。それは規制改革推進会議が提唱するような指定団体の分割、競争促進といった表層的な手法で解決しうるものではない。酪農生産者が設立・運営する組織へと指定団体を変革していくことが指定団体改革、そして酪農制度改革の最大の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充 | 4. 巻 831 |
| 2. 論文標題 コロナ禍の酪農乳業と生乳需給調整 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 農村と都市をむすぶ | 6. 最初と最後の頁 51-63 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充 | 4. 巻 69 |
| 2. 論文標題 酪肉近の見直しに向けて | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 デーリイマン | 6. 最初と最後の頁 21-23 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充 | 4. 巻 821 |
| 2. 論文標題 畜安法改正から二年 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 農村と都市をむすぶ | 6. 最初と最後の頁 2-3 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 830 |
| 2. 論文標題 改正畜安法下の生乳通から見えてきたこと - 北海道からの視点 - | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 農村と都市をむすぶ | 6. 最初と最後の頁 43-51 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 38-2 |
| 2. 論文標題 日本の酪農に係る政策・経済と酪農の変遷 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 農村計画学会誌 | 6. 最初と最後の頁 104-107 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 253 |
| 2. 論文標題 欧州で設立相次ぐPO、酪農家の組織力強化へ | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 北海道指定生乳生産者団体情報 | 6. 最初と最後の頁 2-3 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充 | 4. 巻 85-6 |
| 2. 論文標題 畜産経営安定法改正と生乳流通 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 農業と経済 | 6. 最初と最後の頁 37-44 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 70-11 |
| 2. 論文標題 酪農経営の安定と生乳生産基盤の強化に向けて | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 月刊NOSAI | 6. 最初と最後の頁 14-26 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 56-4 |
| 2. 論文標題 生乳流通の現在と未来 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 乳業ジャーナル | 6. 最初と最後の頁 36-39 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充 | 4. 巻 484 |
| 2. 論文標題 農業生産者の組織化－揺れ動く生産者組織 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 明日の食品産業 | 6. 最初と最後の頁 3-5 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充 | 4. 巻 83-10 |
| 2. 論文標題 畜産経営安定法改正による生乳流通制度改革 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 農業と経済 | 6. 最初と最後の頁 108-120 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 20-2 |
| 2. 論文標題 指定団体制度下の生乳流通による市場成果と今後の可能性 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 フロンティア農業経済研究 | 6. 最初と最後の頁 6-18 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 65 |
| 2. 論文標題 生乳流通制度改革および日EU・EPA合意下の酪農危機 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 農業・農業問題研究 | 6. 最初と最後の頁 2-14 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------|
| 1. 著者名 清水池義治 | 4. 巻 107 |
| 2. 論文標題 生乳指定団体制度改革および日EU・EPA合意の影響と今後の北海道酪農 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 地域と農業 | 6. 最初と最後の頁 4-9 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

| |
|----------------------------------|
| 1. 発表者名 矢坂雅充 |
| 2. 発表標題 EUの「ミルクパッケージ」と生産者の組織化 |
| 3. 学会等名 畜産経営経済研究会 |
| 4. 発表年 2018年 |

〔図書〕 計2件

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 清水池義治、坂下明彦ほか | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 筑波書房 | 5. 総ページ数 268 |
| 3. 書名 協同組合研究のヌーベルバーグ 院生・若手からの発信 | |

| | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 著者名 矢坂雅充、高橋巖ほか | 4. 発行年 2017年 |
| 2. 出版社 コモンズ | 5. 総ページ数 299 |
| 3. 書名 地域を支える農協 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-----------|--|---------------------------------------|----|
| 研究 分担者 | 清水池 義治 (SHIMIZUIKE YOSHIHSRU) (30545215) | 北海道大学・農学研究院・講師 (10101) | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| | |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|